

フランスの自治体広域連合における 参加民主主義機関とその役割

——「レンヌ・メトロポール開発評議会」(2017年設立)の事例——

中 田 晋 自

- I. フランスの自治体広域連合とその参加民主主義機関
- II. レンヌ郷土圏・都市圏経済社会開発評議会
- III. レンヌ・メトロポール開発評議会
- IV. 参加民主主義機関としての「開発評議会」——まとめにかえて——

I. フランスの自治体広域連合とその参加民主主義機関

(1) フランスにおける自治体広域連合の発展

フランスでは、コミューン¹⁾の合併が進まないまま、現在もなお全国に36,000余りが存在し、その代わりとして「コミューン間協力型広域行政組織 (Établissement Public de Coopération Intercommunale)」²⁾(以下、EPCI と表記) と呼ばれる自治体広域連合が設立されてきた。同国における自治体間協力の歴史は長く、現在では「事務組合」の一類型に分類されている「単一目的事務組合 (Syndicat intercommunal à vocation unique)」が早くも1890年には法制化されていたが³⁾、1960年代中葉になると、課税自主権を与えられた「独自財源を有するコミューン間協力型広域行政組織 (EPCI à fiscalité propre)」(以下、EPCI と表記したときは、特段の断り書きがない限りこれを指す) という制度枠組みが大きく発展を遂げ、いまやこれが同国の地方行政における主要アクターの一つとなっている⁴⁾。

フランスでEPCIを規定した最初の立法は、ボルドー、リール、リヨン、ストラスブールの都市圏に「大都市圏共同体 (Communauté urbaine)」を創設すると規定した「大都市圏共同体に関する1966年12月31日法」⁵⁾(以下、1966年法と表記)であったが、その後「共和国の地方行政に関する1992年2月26日の指針法」⁶⁾(以下、地方行政指針法と表記)により幾つか

の類型が規定され、「コミュン間協力の強化と簡素化に関する1999年7月12日法」⁷⁾(通称シュヴェヌマン法)によりそれらの整理が図られるとともに、「地方公共団体の改革に関する2010年12月16日法」⁸⁾(以下、2010年法と表記)によって、さらに「メトロポール (Métropole)」の設立が規定されるに至っている。

このメトロポールの第一号は「メトロポール・ニース・コートダジュール (Métropole Nice Côte d'Azur)」であり、2012年1月1日に設立されたが、さらに「地方公共活動の近代化およびメトロポールの確立に関する2014年1月27日の2014-58号法律」⁹⁾(以下、MAPAM法と表記)がEPCIの近代化の一環として、「一般法メトロポール (Métropoles de droit commun)」と呼ばれる類型を法制度化するとともに、本稿が考察の対象とする「レンヌ・メトロポール」を含む10件の既存EPCI¹⁰⁾について、2015年1月1日までにこの新類型へ移行するものと規定した。そして2017年1月1日現在、一般法メトロポールは12件¹¹⁾となっている(【資料1】参照)。

【資料1】 独自税源を有するコミュン間協力型広域行政組織

(2017年1月1日現在)

類型名	基準	件数
一般法メトロポール (Métropoles de droit commun)	2015年時点で人口65万人以上の都市圏 (aire urbaine) のなかにある人口40万人以上の EPCI 圏域内に州都 (chef-lieu de région) を含む人口40万人以上の EPCI 40万人以上の経済圏 (zone d'emploi) を中心とし、MAPAM法がメトロポールに付与すると定めている事務・権限をすでに構成コミュンに代わって行使している EPCI	12
大都市圏共同体 (Communauté urbaine)	圏域全体の人口が25万人以上 (飛び地なし)	15
都市圏共同体 (Communauté d'agglomération)	人口1万5千人以上の中心都市を1ないし複数有する圏域全体が人口5万人以上の EPCI (飛び地なし) 県庁所在地 (コミュン) ないしは県内最大人口コミュンを含む人口3万人以上の EPCI (飛び地なし)	219
コミュン共同体 (Communauté de communes)	人口についての条件なし (飛び地なし)	1018

出典：地方自治体に関与するフランス中央省庁のポータルサイト collectivites-locales.gouv.fr のデータ等を参照し、筆者が作成 (2017年9月30日アクセス)。

<https://www.collectivites-locales.gouv.fr/liste-et-composition-2017>

(2) EPCI の直接／間接民主主義改革

一般法メトロポールの代表制民主主義機関である「メトロポール評議会 (conseil de la métropole)」は、当該メトロポールに加盟する構成コミューンのコミューン議会議員が兼務するメトロポール評議員 (conseillers métropolitains) により構成され、メトロポール評議会議長 (président du conseil de la métropole) が議事運営をおこなう。これとは別に、構成コミューンの市長により構成される「メトロポール会議 (conférence métropolitaine)」が設置され、メトロポールと構成コミューンの間での事前協議や調整作業にあたりと定められているが、その議事運営も上述のメトロポール評議会議長が担うことになっている。

EPCI の代表制民主主義機関は上述のメトロポール評議会を含め、一般的には「共同体評議会」と呼ばれるが、従来、評議員はその構成コミューン議会から派遣されてくる代議員により担われていた。上述のように EPCI には課税自主権が認められ、共同体評議会は住民から徴収した税収の用途について審議する代表制民主主義機関であるにもかかわらず、住民はその評議員の選出に直接関与できなかったことから、その「民主主義の赤字」が問題視されてきた。そこで、上述の2010年法と「コミューン議会・EPCI 共同体評議会・県議会の選挙制度」に関する2013年5月17日の二法¹²⁾は、コミューン議会選挙の際、人口1,000名以上のコミューンに居住する有権者が、コミューン議会議員を選出するだけでなく、共同体評議会の評議員を兼務する議員を同時に選出すると定めることで、この問題に対処しようとしたのである¹³⁾。

いま述べた共同体評議会をめぐる選挙制度改革を、仮に EPCI の「間接民主主義改革」と捉えるならば、本稿が検討の課題とするのは EPCI における「直接民主主義改革」の動向である。すなわち、「地域の施設整備と持続可能な開発に関する1999年6月25日の法律」(以下、ヴォワイネ法と表記)¹⁴⁾は、レジオン (région)¹⁵⁾に設置されている諮問機関「レジオン経済社会環境評議会」¹⁶⁾をモデルとして、人口5万人以上の EPCI に「開発評議会 (conseil de développement)」を設置すると定めていたが、「共和国の新しい地方組織に関する2015年8月7日の法律」¹⁷⁾(以下、NOTRe 法と表記)は、さらにその第88条でその設置が義務づけられる EPCI を「人口2万人以上の独自の財源を有する EPCI」と規定するなど、その法的枠組みをより明確にしているのである。

(3) 「開発評議会」の法制度的発展

1. 開発評議会の定義

フランスのEPCIに設置されている「開発評議会」とは何か。

2003年に設立されたその全国組織「開発評議会全国連絡会議」¹⁸⁾によれば、それは次のように定義される¹⁹⁾。

開発評議会とは、EPCIにおける唯一の参加民主主義機関である。この審議機関は、市民社会を代表するボランティアのメンバーによって構成され、各地域の公共政策における基本方針に対して提言や勧告をおこなう機関として、メトロポール、大都市圏共同体、都市圏共同体、コミュン共同体（独自の財源を有する人口2万人以上）、郷土圏（pays）、そして地域・農村調整センター（PETR）²⁰⁾により創設される。開発評議会は、地方自治体からの意見聴取ないしは自らの問題提起に基づいて作業を開始する。その諸活動の組織は、一名の議長と多くの場合一つの作業チームが協同しておこなう。

この定義において示されているように、メトロポールに設置される開発評議会は、経済・社会・文化・教育・科学技術・アソシアション分野で活動する「市民社会」の代表者たちにより構成され、メトロポールの基本方針や計画化に対して提言や勧告をおこなう参加民主主義機関である。

2. 開発評議会の法制度とその強化

すでに述べたように、開発評議会は1999年のヴォワイネ法により人口5万人以上のEPCIにその設置が義務づけられ、2015年のNOTRe法がその法的枠組みを明確にしている。同法による主要な変更点は、上述の「開発評議会全国連絡会議」によれば次のように整理される²¹⁾。

- ①開発評議会の設置を義務づけられるEPCIの人口の下限を5万人から2万人に引き下げ。
- ②開発評議会のメンバー構成の多様化
- ③開発評議会の任務の拡大
- ④開発評議会側からの提案権の承認
- ⑤「開発評議会の諸任務が良好に実施されるよう、その諸条件に留意する」EPCIとの諸関係の明確化

こうした変更を含め、開発評議会の設置等に関する諸規定はすべて「地方公共団体一般法典」のL. 5211-10-1-I条に収められている。ただし、開発評議会の制度設計などについては各メトロポールに大きな裁量が認められているため、EPCIにおける「直接民主主義改革」の動向を明らかにするためには、それぞれのメトロポールにおけるその制度設計や実施状況を個別にリサーチする必要がある。

(4) 「開発評議会」の設置事例

1. リール・メトロポールの開発評議会

フランス北部のリール市では、1968年1月1日に同市を中心都市とするEPCIの「リール大都市共同体 (Communauté urbaine de Lille)」が設立され、1996年における「リール・メトロポール大都市圏共同体 (Lille Métropole Communauté urbaine)」(以下、LMCUと表記)への改組をへて、現在は「リール・メトロポール・ヨーロッパ (Métropole Européenne de Lille)」(以下、MELと表記)へ移行している(2015年1月1日以降)²²⁾。

MELには開発評議会が設置され、様々な専門分野に関する政策の立案や実施後の評価をおこなっているが、この参加民主主義機関は、リール市長で社会党のマルティヌ・オブリ (Martine AUBRY) がメトロポール評議会議長を兼務していた2002年3月 (LMCU時代)にはすでに設立されていた。ところが、選挙制度改革後、初めての実施となった2014年3月のコミュン議会選挙の結果、メトロポール評議会の党派勢力図が大きく変わり、同評議会内で互選される議長職が社会党のオブリから無所属のダミアン・カステラン (Damien CASTELAIN) に移行したことから、カステラン新議長の方針に基づいて、活動その他に関する見直しがおこなわれた(その経緯については筆者による2017年の拙訳²³⁾を参照)。

2. レンヌ・メトロポールの開発評議会

そして本稿が考察の対象とするのは、フランス北西部ブルターニュ・レジオンの州都であるレンヌ市を中心都市とするEPCIの「レンヌ・メトロポール」とそこで実施されている参加民主主義制度である。

レンヌにおけるEPCIは、レンヌ市とその周辺の26コミュンにより1970年に設立された「レンヌ広域都市区」²⁴⁾がその最初であり、その後2000年の改組で「レンヌ・メトロポール都市圏共同体 (Communauté

d'agglomération Rennes Métropole)」となり、さらに上述の MAPAM 法によって2015年1月1日からは「レンヌ・メトロポール (Rennes Métropole)」へと移行している (【資料2】参照)。

【資料2】 レンヌ市における EPCI の制度的変遷

1970-2000年 レンヌ広域都市区

2000-2014年 レンヌ・メトロポール都市圏共同体

2015年以降 レンヌ・メトロポール

そしてレンヌ・メトロポールにより「レンヌ・メトロポール開発評議会」²⁵⁾(以下、CodevMR と表記) が設置されたのは、2017年3月のことである。ただし、CodevMR には前身組織があり、現在の「レンヌ・メトロポール」がまだ「レンヌ広域都市区」と呼ばれていた1984年からすでに、「レンヌの施設整備と雇用のための経済社会開発委員会」²⁶⁾がその活動を開始し、上述のヴォワイネ法(1999年)が人口5万人以上の EPCI に開発評議会の設置を義務づけた際には、この組織を同法が要請する「開発評議会」の役割を与えるため、2000年の改組によって「レンヌ郷土圏・都市圏経済社会開発評議会」²⁷⁾(以下、CODESPAR と表記) が設立されるなど、同地域の自治体広域連合における参加民主主義機関は、実に30余年にわたる歴史を有していることになる (【資料3】参照)。

これら2つの前身組織(いずれも略称は CODESPAR)とはどのような組織だったのか、そして2017年に新設された CodevMR は、今後どのような方針で活動を進めていこうとしているのか。これが本稿における主要な問いである。

(5) 本稿の目的と構成

以上の問題状況を踏まえ、本稿の目的は、独自財源を有するがゆえに「民主主義の赤字」批判への対応を迫られたフランスの自治体広域連合が、現在どのような直接民主主義改革に取り組んでいるのかについて、同国の EPCI の参加民主主義機関である「開発評議会」が実際どのように実施されているのかに注目することで、明らかにしていくことにある。

ただし、上述のようにフランスの立法は開発評議会の設置を義務づけられた EPCI に対して、その制度設計等に関する自由裁量を認めており、そ

【資料3】 レンヌにおける自治体広域連合と参加民主主義機関

年	圏 域	
	レンヌ都市圏	周辺地域
1984	【レンヌ広域都市区】 レンヌの施設整備と雇用のための経済 社会開発委員会 (1984-1999年)	
1994		(周辺地域のコミューンも加盟)
2000	【レンヌ・メトロポール都市圏共同体】 レンヌ郷土圏・都市圏経済社会開発評議会 (2000-2014年)	【レンヌ郷土圏】
2015	【レンヌ・メトロポール】 レンヌ・メトロポール開発評議会 (2017年以降)	【レンヌ郷土圏】

出典：筆者が作成。

の実施に関しては、個々の EPCI に設置された開発評議会をリサーチする必要がある。

そこで本稿では、フランスの自治体広域連合における参加民主主義機関としての「開発評議会」が、実際どのような経緯と制度設計の下で創設され、どのような役割を担っているのかについて、レンヌ・メトロポールが設置している開発評議会を具体的な事例として取り上げ、以下検討を進めていく。

まず第Ⅱ節では、CODESPAR がその前身組織の創設（1984年）以降、自治体広域連合の参加民主主義機関として、どのような変遷をたどりつつ、同地域においてどのような役割を果たしてきたのかについて整理する。

その上で、第Ⅲ節では、CodevMR が2017年3月に創設された経緯やその概要、そして今後どのような役割を担っていこうとしているのか、その基本方針について明らかにしていく。とりわけ、CodevMR の役割および

今後の基本方針については、2017年9月に筆者が実施した聞き取り調査²⁸⁾の成果や CodevMR が向こう4年間の活動方針を定めた「戦略的プロジェクト2017-2021 (Projet stratégique 2017-2021)」(2017年9月公表)に依拠して明らかにしていく。

これらの検討作業を踏まえ、最後に第IV節では、フランスの自治体広域連合に設置された「開発評議会」を参加民主主義機関として捉えた場合にみえてくる課題について整理し、本稿のまとめにかえたい。

II. レンヌ郷土圏・都市圏経済社会開発評議会

(1) CODESPAR の設立経緯

1. レンヌの施設整備と雇用のための経済社会開発委員会 (1984年設立)

「レンヌ郷土圏・都市圏経済社会開発評議会 (CODESPAR)」の歴史は、上述のように、その前身組織である「レンヌの施設整備と雇用のための経済社会開発委員会」(以下、旧 CODESPAR と表記)が設立された1984年1月28日からスタートする²⁹⁾。その当時はレンヌ市を中心都市とする都市圏空間がまだ「レンヌ広域都市区」と呼ばれ、1970年に設立されたこのEPCIのみが、旧 CODESPAR の活動上の圏域であったが、1970年代階では27にとどまっていたその加盟コミューン数が、「経済開発の空間的拡張」³⁰⁾によって、1984年には123に増加するなど、圏域は大きく拡大していた。

旧 CODESPAR はレンヌ広域都市区の地方議員と経済社会諸団体が1977-1978年ごろから発展させてきた活動の一つの成果であったが、彼らは1983年に「都市圏開発プラン」を策定するなかで、開発・施設整備・雇用・職業訓練について審議する常設諮問機関の設置を決定したのであった。

こうした経緯で1984年に設立された旧 CODESPAR は、さらに国から「職住隣接地域委員会」としての認定を受けたことで、以後、経済開発・雇用・職業訓練に関する諸問題について地域社会との対話を広げていく際重要な役割を担うことになる。当初の段階のメンバーは、「レンヌ広域都市区の地方議員」「企業・経済団体の代表」「労働組合組織」の3グループによって構成されていたが、都市計画論研究者のカトリーヌ・ギイは、旧 CODESPAR は明らかに「参加民主主義の制度化の原初的形態」であった

と評価している³¹⁾。

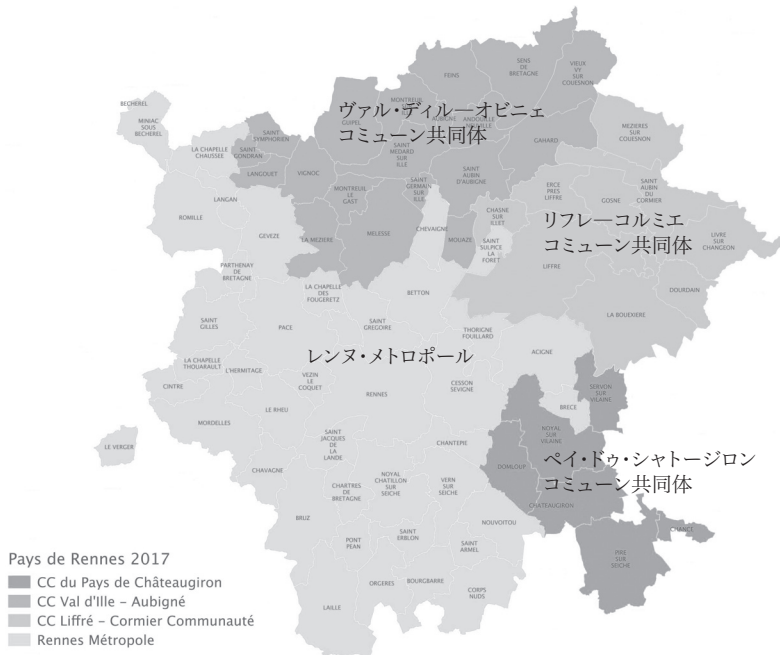
旧 CODESPAR はその後、1991年に「レンヌ都市圏プロジェクト」の策定に加わり、1993-1994年には「職業紹介所 (Points accueil emploi)」の設立に参画した。また当時レンヌ広域都市区を取り巻く周辺地域は「レンヌ大リング地帯 (Grande couronne rennais)」と呼ばれていたが、1994年には、この地域のコミューンも旧 CODESPAR に加盟している。

2. レンヌ郷土圏・都市圏経済社会開発評議会 (2000年設立)

1999年のヴォワイネ法が人口5万人以上のEPCIに開発評議会の設置を義務づけたことについてはすでに述べたとおりであるが、旧 CODESPAR を同法が要請する「開発評議会」に改組すべく、2000年に設立されたのが「レンヌ郷土圏・都市圏経済社会開発評議会 (CODESPAR)」である。前身組織と同一の略称 (CODESPAR) を与えられたこの新設の開発評議会には、従来の「レンヌ広域都市区の地方議員」「企業・経済団体の代表」「労働組合組織」に第4のメンバーとして「地元アソシアシオンの代表者」が加わり、地元の都市計画や施設整備政策について審議する参加民主主義機関としての性格を強化していった (評議会メンバーは全体で120名となった)。

この時新たなメンバーとして CODESPAR に加わった「地元アソシアシオンの代表者」は、「健康や対人ケア、自然環境、消費、生活環境、社会文化の活性化やアソシアシオン活動、観光やスポーツ、弱い立場に置かれた人々の社会参画や連帯」の分野で活動する人々、さらには「レンヌ・アタラント (Rennes Atalante) 最先端技術研究・教育センター」(1984年に設立された地元の技術系企業や研究所が連携するためのアソシアシオン) やレンヌの2大学の代表者などで構成されていた³²⁾。

また同じ2000年には、この地域に「レンヌ郷土圏」が設立されている³³⁾。地域の施設整備を推進するための行政区画として、「郷土圏 (Pays)」の概念を導入したのは「地域の施設整備と開発に関する1995年2月4日の指針法律」³⁴⁾(通称パスクワ法)であり、同法の第22条はこれを「生活空間ないし職住隣接地域のレベルにおける地理的、経済的、文化的、ないし社会的な一体性」を示す一つの地域 (territoire) であり、その目的は「加盟自治体の経済的、文化的、社会的な利益共同体」を表明するとともに、開発計画の調査と実行を可能とすることにあると定義していた³⁵⁾(ただし、



【資料4】レンヌ郷土圏の圏域（2017年現在）

出典：Le Pays de de Rennes 公式サイト：Le territoire
<http://www.paysderennes.fr/-Profil-du-territoire-.html>

「地方公共団体の改革に関する2010年12月16日の法律」³⁶⁾によって、現在郷土圏の新設は停止されている)。

このレンヌ郷土圏には、2000年の設立当初、67のコミューンが加盟していた(人口は2004年のデータで419,559名)が、その後さらに増えて、現在では全体で77のコミューンが加盟している。また人口は2004年のデータで419,559名であったが、2013年のデータでは508,761名となっている³⁷⁾。

その圏域は、現在、改組により2000年に設立された「レンヌ・メトロポール都市圏共同体」と下記の3つのコミューン共同体で構成されている(【資料4】参照)。

- ①ペイ・ドゥ・シャトージロン (Pays de Châteaugiron)
- ②リフレーコルミエ (Liffré-Cormier)
- ③ヴァル・ディルーオビニエ (Val d'Ille-Aubigné)

そして上述のヴォワイネ法（1999年）は、郷土圏に「郷土圏憲章（Charte du pays）」の制定を求めており、2001年にレンヌ郷土圏が「レンヌ郷土圏憲章」を策定したのは、まさに同法への対応であった。

このレンヌ郷土圏が CODESPAR と協定を締結し、同郷土圏の圏域で活動する開発評議会となったことで、旧 CODESPAR から CODESPAR への改組作業が完了した。

(2) CODESPAR の役割

1. CODESPAR の役割

2000年の改組により「経済社会開発評議会」の名称を与えられた CODESPAR には、どのような任務、あるいは位置づけが与えられていたのか。社会学者のマルティエヌ・テヴニオーは、「機関・場・空間」という言葉を用いて、これを以下のように整理している³⁸⁾。

- A) 経済・社会開発、施設整備、雇用、そして職業訓練の諸領域における政策決定について諮問と支援をおこなう機関
- B) 圏域内の戦略的な諸課題および諸計画に関係する諸アクターが参加・協力する場
- C) 圏域内で実施される諸政策に関する監査と評価に貢献する空間

またテヴニオーは、CODESPAR の特徴を次の2つの観点で整理している。

①活動空間（圏域）

CODESPAR が活動する空間は、その名称が示すように、レンヌ都市圏およびレンヌ郷土圏であるが、より広範な空間（大都市圏、職住隣接地域など）で実施される諸政策に一貫性が確保されることを望む、近隣の郷土圏や関係諸機関とも必要に応じて諮問のための調査や活動をおこなう。CODESPAR は、以上のような「開発評議会」としての役割と並んで、引きつづき「職住隣接地域委員会」（レンヌ郷土圏、ブロセリアンド（Brocéliande）郷土圏、ヴァロンドゥヴィレーヌ（Vallons de Vilaine）郷土圏を圏域とする）としての役割も担っている。

②レンヌ郷土圏との協力関係

CODESPAR は、「レンヌ郷土圏憲章」の策定（2001年）に参加し、レンヌ郷土圏と協定（様々なテーマに関する作業グループの組織、書面による助言の作成、諸活動に関する勧告など）を締結している。

CODESPAR はレンヌ郷土圏の運営評議会に参加し、個別委員会（例：農業委員会）の作業段階から地方議員たちの検討作業を支援している。CODESPAR はまた「地域結束計画（SCoT: Schéma de Cohérence Territorial）」の各段階に参画している。

以上のように、2017年3月に設立された CodevMR の前身組織である CODESPAR は、1999年のヴォワイネ法の要請に応えるかたちで設置された、レンヌ市を中心都市とする都市圏空間を圏域とする「開発評議会」であった。ただし本節で明らかにしたように、この CODESPAR にもさらに前身組織があり、旧 CODESPAR はレンヌ市とそれを取り巻く都市圏空間で生起する経済開発・雇用・職業訓練について審議する常設諮問機関として、国家法の制定を待つことなく、1984年から活動を開始していた。

同地域における経済開発空間が拡大をつづけた結果、旧 CODESPAR の圏域も「レンヌ広域都市区」のなかにとどまりつづけることができず、構成コミューンを増やしていったが、2000年に設立された CODESPAR は、同年に設立された「レンヌ郷土圏」（「レンヌ・メトロポール都市圏共同体」と3つのコミューン共同体から成る）と協定を締結することで、まさに同郷土圏を圏域とする「開発評議会」として、活動を開始したのである。

III. レンヌ・メトロポール開発評議会

(1) CodevMR の設立経緯

1. レンヌ・メトロポールの法的地位の変更（2015年1月1日）

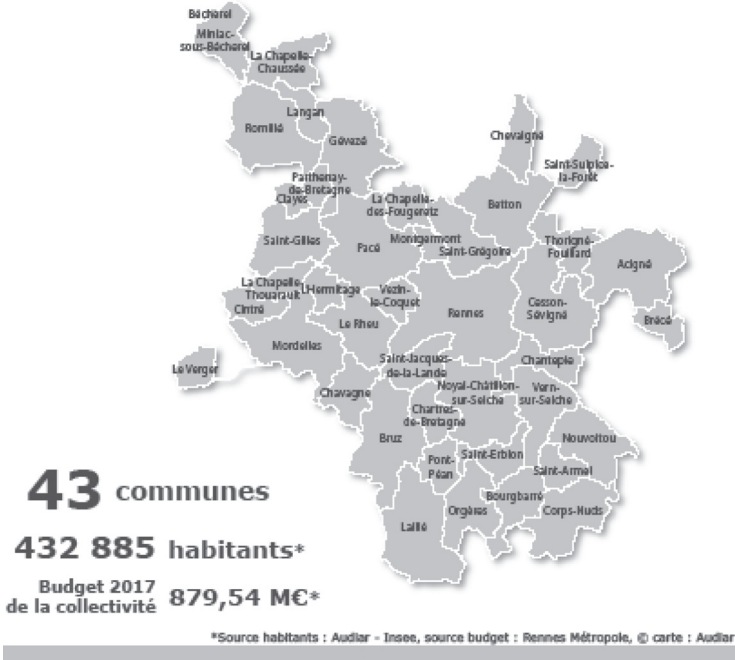
2014年の MAPAM 法に基づいて、レンヌ・メトロポールは都市圏共同体から一般法メトロポールへとその法的地位を変更した（2015年1月1日）³⁹⁾。

レンヌ・メトロポールは、これに加盟する43の構成コミューンを圏域とし、この圏域内には432,885名の住民が居住している。2017年の予算は総額で8億7954万ユーロとなっている（【資料5】参照）。

EPCI としてのレンヌ・メトロポールには、次の権限が付与され、上述の予算を用いて、これらを実施している⁴⁰⁾。

- ①経済・社会・文化の諸分野における開発と整備
- ②レンヌ・メトロポールの圏域内の施設整備

Son territoire de référence : la métropole de Rennes



【資料5】レンヌ・メトロポールの概要（2017年）

出典：Métropole de Rennes Conseil de développement, *Le Conseil de développement de la métropole de Rennes en bref*, juillet 2017.

- ③居住空間に関する地域政策
- ④都市政策
- ⑤集合的利益（下水処理や上水道事業など）に関わる公的業務
- ⑥環境と生活空間整備政策の保全と重視

2. CodevMR の設立（2017年3月7日）

2000年以降「開発評議会」としての役割を担ってきた CODESPAR は、上述のように、人口5万人以上の EPCI に開発評議会の設置を義務づけたヴォワイネ法（1999年）の要請に応じてきた。そうした役割を含め、

CODESPAR が担ってきた役割は次の3つに整理される⁴¹⁾。

- ①レンヌ・メトロポール（都市圏共同体）の開発評議会
- ②レンヌ郷土圏の開発評議会
- ③職住隣接地域委員会（Le Comité de bassin d'emploi）による経済・雇用問題への対応（CODESPAR 全体が圏域）

CodevMR は、これらのうち、①の役割を継承するかたちで、2017年3月7日に設立されたが、これは人口2万人以上のEPCIに「開発評議会」の設置を義務づけたNOTRe法（2015年）の要請に応えるものでもある。

なお、同法への対応という同様の趣旨において、レンヌ・メトロポールとともにレンヌ郷土圏を構成していた上記3つのEPCI（いずれも法的地位はコミューン共同体）も、それぞれが開発評議会を設立することになった。

3. CodevMR のメンバー構成と9つの諸価値

CodevMR の総会は、次の2つのカテゴリーからなるおよそ120名のメンバーで構成される⁴²⁾。

- A) 経済・社会・集団的活動に従事する公／私の法人
- B) 各分野の専門家（能力や専門知識、経験で世に認められた人物）

総会では、経済、社会、文化、教育、科学、そして環境の諸分野のできるだけ多様なテーマを取り上げるとともに、多様なアクター（ステータス、収入、男女同数、世代）が参加できるよう配慮がなされている。

こうしてCodevMR は、これまでCODESPAR が掲げてきた諸価値や担ってきた役割を継承するだけでなく、CODESPAR が蓄積してきた経験や関係諸機関とのパートナーシップを継承し、CODESPAR が従来担ってきた経済や社会の分野に加え、教育、科学、文化の諸分野で活動する「市民社会」の代表者たちとも連携を強化しながら、今後の活動を進めていくことになる。その活動とは、CodevMR による自己規定に従えば、レンヌ・メトロポールやそのメトロポール評議会が計画化した諸政策について、「市民社会」の立場から検討し評価することとなる⁴³⁾。

CodevMR は、CODESPAR がこれまで掲げてきた諸価値（①～⑥）を継承し、さらに強化するとともに、3つの価値（⑦～⑨）を追加するとしている⁴⁴⁾。

- ①様々な視点の交差 *Regards croisés*

- ②独立性 Indépendance
- ③集団的英知 Intelligence collective
- ④先見性 Anticipation
- ⑤釈明要求 Interpellation
- ⑥有用性 Utilité
- ⑦公開性 Ouverture
- ⑧多様性 Diversité
- ⑨機敏性 Agilité

(2) CodevMR の役割

1. CodevMR の 2 つの役割

CodevMR は、自らの活動の目的を「〔市民たちが持っている〕多様な知恵を動員し、交差させることで、地域の持続的な開発に貢献すること」にあるとし、その役割は主に次の 2 つであるとしている⁴⁵⁾。

- ①レンヌ・メトロポールによる諸政策の策定と評価への貢献：事前の意見表明、市民からの固有の方針、意見の創出など
- ②レンヌ・メトロポールにおける討議のアクター：様々な視点の交換・交差、メトロポールにおける公的討議への貢献、諸アクター（経済、社会、文化、教育、科学、環境、アソシアション）や市民の動員

2. CodevMR の戦略的プロジェクト

以上 2 つの役割を確認した上で、CodevMR は今後どのような方針で活動を推進していこうとしているのか。CodevMR は、その設立からおおよそ半年後の 2017 年 9 月に「戦略的プロジェクト 2017-2021 年」（総会で承認）を公表したが、そこで彼らは「その諸価値、そのメンバー構成、そしてその役割」に基づき、「障壁を取り除くと同時に体系的なやり方でレンヌ・メトロポールの諸課題に取り組む大志を抱いている」とし、「6 つのキーワード」を今後「挑戦」すべき課題として設定している⁴⁶⁾。

【挑戦 1】 アクセシビリティ (L'accessibilité)

メトロポールが十全に機能するためには、アクセシビリティは不可欠の条件であり、ここでいうアクセシビリティには、交通機関による物理的なアクセシビリティだけでなく、雇用や住宅、諸サービスや文化

へのアクセシビリティも含まれている。アクセシビリティはハンディキャップのあるすべての人にとっても重要な課題である。デジタル化は、一方では社会的格差を生み出すおそれがあるものの、他方でアクセシビリティを容易にする可能性も秘めている。アクセシビリティはまた、時間による地域や活動の組織化からもインパクトを受ける。

➤ 「都市交通計画 (PDU: Plan de Déplacements Urbains)」、マニフェスト「雇用のための力の共有 (Mettre en commun nos forces pour l'emploi)」、「居住のための地域プログラム (PHL: Programme Local de l'Habitat)」など

【挑戦2】アトラクティヴィティ (l'attractivité)

レンヌ・メトロポールはアトラクティブで、活力があり、パリとの間の高速鉄道線 (LGV) の整備やメトロポール内における地下鉄2番線の整備、さらに国際会議場の建設のような数多くの施設整備計画が、これからの10年で実施されることになっている。レンヌ・メトロポールのアトラクティヴィティをめぐる諸課題としては、観光客などの来訪者の受け入れ体制や市民生活のクオリティの確保の問題、新しい取り組みの定着、州都としての役割、外部から見たレンヌ・メトロポールのイメージ、周辺自治体との関係などが挙げられる。

➤ レンヌ・メトロポールの「アトラクティヴィティ」増進政策: 「経済戦略」、「大学発展計画」、「大規模施設整備計画」など

【挑戦3】持続可能性 (durabilité)

1990年代から用いられている「持続可能性 (durabilité)」という用語は人間社会の持続を保証する社会のあり方を指しており、持続可能な開発は相互に重なり合う3つの側面(経済・社会・環境)を内包している。レンヌ・メトロポールの持続可能な開発に、開発評議会メンバーは強い関心を抱いている。レンヌ・メトロポールが実施する計画やアクションが持続可能であるためには、例えば資源の節約や経済の最適化、安定した雇用や生活、さらには公衆衛生を促進する必要がある。持続可能性はまた、予防的で時代先取りのアプローチを意味している。

➤ 「自治体間都市整備計画 (PLUi)」、「気候・大気・エネルギーに関

する地域計画（PCAET）」、「スマート・シティ」などの公共政策において、持続可能性は欠かせないものとなっている。

【挑戦4】 混合性 (la mixité)

混合性については、「生物学的混合性」と「社会的混合性」の2つが頻繁に用いられているが、開発評議会のメンバーは、これら2つの混合性に関心を寄せつつ、レンヌ・メトロポールにおいては「世代の混合性」や「文化的多様性」を推進していく。また、これらに関連するものとして、複数の機能（経済・文化・社会・交通など）を保証する「機能の混合性」がある。そして最後に、公的決定のために動員される「専門家の混合性」は、レンヌ・メトロポールの政策や計画を中身のあるものにしていく際の原動力の一つである。

➢ 「居住のための地域プログラム（PHL）」、「文化プロジェクト」、「反差別プラン」などの分野横断的な挑戦

【挑戦5】 近接性 (la proximité)

43万人あまりの人口を有するレンヌ・メトロポールは、人口規模の大きなメトロポールの一つではあるものの、むしろそのアトラクティヴィティや生活のクオリティで認知されている。数十年にわたる都市計画の推進は、メトロポール圏域内のあらゆる規模のコミュニケーションネットワーク構築に貢献してきた。こうした地域の組織化は、様々なレベルにおいて自治体の日常的なサービスを確立する「レンヌ郷土圏地域連帯計画（SCoT）」⁴⁷⁾として具体化されている。メトロポール圏域内のどこ（都市部、農村部など）に居住していても、それぞれの市民が近隣のレベルで自治体の日常的なサービスを受けられるべきである。この近接性は、物理的な距離の短縮であるが、デジタル化を活用することによってさらに容易になるであろう。近接性は社会的紐帯を強化し、人々の包摂や充実感の源泉である。開発評議会のメンバーはとりわけ、近接性におけるこの局面に関心を抱いている。

➢ 「レンヌ郷土圏地域連帯計画」、「自治体間都市整備計画（PLUi）」、「反差別プラン」など

【挑戦6】時間性 (temporalité)

レンヌ市は「時間事務所 (Bureau des temps)」を設置したフランスの草分け的な自治体である。不平等を縮減し、同市の機能を最適化するという目的の下、2002年から同市の公共政策は時間アプローチを採用している(自治体サービスの提供時間に関する配慮)。このアプローチは独自のものであるが、実際、都市の時間とリズム(日中/夜間、平日/週末、繁忙時/閑散時、開講期間/休暇期間)を両立させていく上で、必要なものである。例えば移動に関していえば、重要なのは移動にかかる時間であって、移動距離ではない。他方、空間と施設の整備に時間アプローチを導入することで、様々な問題に対応可能となる。パブリック・スペースは、一日、一週間、一年の様々な局面で、様々な目的に利用され得る。開発評議会のメンバーは、レンヌ・メトロポールを組織化する際、この時間の局面を重視する。

➤ 「文化プロジェクト」、「都市交通計画 (PDU)」、「スマート・シティ」など

この戦略的プロジェクト2017によれば、以上6つの「挑戦」は、レンヌ・メトロポールから CodevMR への諮問に対してメンバーが回答を作成する際の「暗号解読表 (une grille de lecture)」として位置づけられるとされ、同評議会の向こう数年間にわたる戦略的な方針を表現しているとされる⁴⁸⁾。

以上のように、CodevMR は2017年3月の改組により設置された「レンヌ・メトロポール」の開発評議会であるが、より広範な圏域を活動空間としていた前身組織の CODESPAR が従来担ってきた役割のうち、「レンヌ・メトロポール (都市圏共同体) の開発評議会」としての役割を継承するとともに、重視すべき価値として CODESPAR が従来追求してきた6つの諸価値(様々な視点の交差・独立性・集団的英知・先見性・釈明要求・有用性)に3つの価値(公開性・多様性・機敏性)を追加して、今日の新しい社会状況に適応した新しい活動のあり方を模索していくことになる。

IV. 参加民主主義機関としての「開発評議会」—まとめにかえて—

(1) 本稿のまとめ

以上のように、本稿はかねてから「民主主義の赤字」批判のあったフランスの独自財源を有する「コミューン間協力型広域行政組織 (EPCI)」が、その払拭に向け、どのような「直接民主主義改革」に取り組んでいるのかについて解明することを目的とし、レンヌ・メトロポールが設置している「レンヌ・メトロポール開発評議会 (CodevMR)」を具体的な事例として取り上げ、検討することで、EPCIの参加民主主義機関である「開発評議会」が、実際どのような経緯と制度設計の下で創設され、どのような役割を担っているのかを明らかにしてきた。

まず第II節では、「レンヌ郷土圏・都市圏経済社会開発評議会 (CODESPAR)」が、その前身組織である「レンヌの施設整備と雇用のための経済社会開発委員会」(旧CODESPAR)の創設(1984年)以降、参加民主主義機関としてどのような変遷をたどったのか、国家法による法制度化の動向にも目を配りながら整理した上で、同地域において実際どのような役割を果たしてきたのかについて、社会学や都市計画論の先行研究を参照しながら明らかにした。

つづく第III節では、まずMAPAM法(2014年)に対応するため、「レンヌ・メトロポール都市圏共同体」から「レンヌ・メトロポール (Rennes Métropole)」へと改組(2015年1月1日)された経緯と、この新しいEPCIの参加民主主義機関として「レンヌ・メトロポール開発評議会 (CodevMR)」が2017年3月7日に創設された経緯を整理した。その上で、同評議会がその前身組織であるCODESPARが担ってきた様々な役割のうち、どの部分を継承したのかを確認し、さらにこの新しい参加民主主義機関が今後どのような基本方針で活動を展開しようとしているのかについて、2017年の夏に筆者が実施した聞き取り調査⁴⁹⁾やCodevMRが向こう4年間の活動方針を定めた「戦略的プロジェクト2017-2021 (Projet stratégique 2017-2021)」(2017年9月公表)を参照しながら明らかにした。

以上の検討作業を踏まえ、改めて考える必要があるのは、フランスの自治体広域連合に設置された参加民主主義機関としての「開発評議会」には、どのような課題が残されているのかである。

次項では、この点について検討し、本稿のまとめにかえたい。

(2) 参加民主主義機関としての「開発評議会」の課題

前出のカトリーヌ・ギィは、旧 CODESPAR が設立されて20余年、CODESPAR に移行しておよそ5年が経過した2006年の論考において、フランスの自治体広域連合の「諸決定において関係アクターを支援し、当該地域における彼らの協同を推進」するこの参加民主主義機関の課題を次のように指摘した⁵⁰⁾。

すなわち、2000年に旧 CODESPAR から CODESPAR への改組がおこなわれ、「開発評議会」として設立されたこの新生 CODESPAR の役割が明確化される一方で、「予算の拡充が見込めないなかでの公共政策の合理化というコンテキスト」が、CODESPAR によりおこなわれる「監査・推進・評価」の諸活動に対しても、その資金を削減しようとする圧力となっており、こうした CODESPAR の活動に対する制約は、EPCI の財政力というその「構造的脆弱性」の代償として分析されるというのである。

また、メンバーシップについても課題があるという。この点についてギィは、CODESPAR が自治体広域連合のレベルにおける公的討議の実現に成功したとしても、これに参加しているメンバーは「全くといっていいほど、当該地域社会を代表していない」と述べている。地方議員たちにとって大切なのは自分の選挙区（コミューンやカントン）であって、CODESPAR には直接的な繋がりが感じられないし、企業・経済団体、労働組合、市民社会組織の代表者たちも、女性の利益や若者の利益を代表することの困難に苦しんでいるというのである⁵¹⁾。

そして最後に、自治体広域連合に設置された参加民主主義機関に特有の問題があるという。すなわち、CODESPAR の圏域は「市民たちが自転車に乗って集まるには広すぎる」が、インターネットで会議をする仕組みを構築するほどでもなく、われわれは引き続き「討議に見合った圏域」について考えていく必要がある、と。

また、フランスの「開発評議会」全般の現状について検討した政治学者のギュヨーム・ジュルグは、そこに幾つかの「ディレンマ」があるとす⁵²⁾。すなわち、「開発評議会はどのような役割を果たすべきなのか？」「他の諮問機関と比べて、開発評議会はどのような地位を有する諮問機関と定義されるのか？ 専門家の観点から提言をおこなうのか？ 対抗権力なのか？ 公的討議を促進する EPCI と住民との間の『中間段階』なのか？」と。

その上でジュルグは、その原因として次の3つの要因を指摘する。

- ①開発評議会が討議機関である以上、そこに集まった利害の異なる地元アソシアシオンの代表者たちに対して、どのような立場で評議会を運営していくのが、常に問題となる。
- ②EPCIにおける政策決定の中心には地方議員と行政担当者がいて、彼らの妥協・合意・駆け引きがこの政治ゲームを分かりにくくしており、開発評議会の意見に影響力を持たせられるか否かは、同評議会が有する「独自性」ではなく、同評議会議長の「適応能力」にかかっている。
- ③関連する諸法律が開発評議会に強い権限を与えていないため、評議会のメンバーは常に地方議員や行政担当者という決定権者を「リスベクト」する立場に置かざるを得ない。

こうした問題を抱えている以上、ジュルグは、開発評議会が参加する市民社会組織を限定せず、公開討論会を通じて地元の多様な市民社会組織から広く意見を集約していくことについて、常に潜在的な困難があるというのである。

そうであるとする、フランスの各地に設置された開発評議会に共通する幾つかの問題点が、個々のレベルでは実際どのように認識され、どのような対処がなされているのかを明らかにしなければならないことになる。しかし、本稿では事例研究の対象とした「レンヌ・メトロポール開発評議会」を含め、この点についての解明が十分とはいえない。今後に残された検討課題を以上のように整理した上で、本稿を閉じることにする。

本稿は、平成26-29年度科学研究費補助金・基盤研究(C)(一般)「フランスの自治体間協力型広域行政組織における(直接/間接)民主主義改革の研究」(研究代表者:中田晋自)[JSPS 科研費26380178]による研究成果の一部である。

注

- 1)「市町村」と訳される場合もあるが、日本のように市町村それぞれについて制度上の区分はない(パリ・リヨン・マルセイユ三大都市の特別制度を除く)。2014年現在、フランス本土に36,552のコミューンがある(フランス内務省資料)。
- 2) EPCIは、その圏域全体に関わる共通のプロジェクトに対して政策の実施手段や事業を分担するため、複数のコミューンの協力により設立される公法

上の法人 (personne morale) である。なお、本資料では *Établissement Public de Coopération Intercommunale* に「コミューン間協力型広域行政組織」の訳語をあてているが、「*établissement public*」には、通常「公施設法人」の訳語があてられる。この公施設法人とは、フランスでは「公法上の法人格を付与されているが、一般的な管轄権限を有さず、特定の公役務を遂行することを目的とする団体」とされ、地方公共団体とは明確に区別されている。横道清孝「市町村の広域連携における日仏比較」、(財)日本都市センター『都市とガバナンス』第16号、2012年、46頁参照。

- 3) Odile MEYER, *Le petit Collectivités territoriales 2014-2015*, Collection : Les petits experts, Dunod, 2014, p. 18.
- 4) フランスにおける EPCI の制度的変遷については、次の2つの拙稿を参照。中田晋自「フランスにおける大都市圏の拡大と自治体間協力型広域行政組織—2014年のメトロポール改革とリール・メトロポールの対応—」、『愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)』、第48号、2016年、1-26頁。同前「フランスにおける自治体間協力型広域行政組織とその制度的発展—『民主主義の赤字』問題と民主主義改革の動向—」、『愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)』、第47号、2015年、103-127頁。
- 5) Loi n° 66-1069 du 31 décembre 1966 relative aux communautés urbaines.
- 6) Loi d'orientation n° 92-125 du 6 février 1992 relative à l'administration territoriale de la République.
- 7) Loi n° 99-586 du 12 juillet 1999 relative au renforcement et à la simplification de la coopération intercommunale.
- 8) Loi n° 2010-1563 du 16 décembre 2010 de réforme des collectivités territoriales.
- 9) Loi n° 2014-58 du 27 janvier 2014 de modernisation de l'action publique territoriale et d'affirmation des métropoles (La loi de MAPAM).
- 10) これに該当するのは、リール、ボルドー、トゥールーズ、ナント、ルーアン、ストラズブール、グルノーブル、モンペリエ、レンヌ、ブレストを中心コミューンとする EPCI である。
- 11) 上述の11件にナンシーを中心コミューンとする EPCI が加わった。また、MAPAM 法は、フランスの三大都市圏(パリ・リヨン・マルセイユ)に、「特別な地位を有する地方公共団体」として、それぞれメトロポール(「グランパリ・メトロポール」「エクス・マルセイユ・プロヴァンス・メトロポール」「リヨン・メトロポール」)を設立すると規定している。
- 12) 二法とは、Loi n° 2013-403 du 17 mai 2013 relative à l'élection des conseillers départementaux, des conseillers municipaux et des conseillers communautaires, et modifiant le calendrier électoral と Loi organique n° 2013-402 du 17 mai 2013 relative à l'élection des conseillers municipaux, des conseillers communautaires et

- des conseillers départementaux である。
- 13) EPCI における今回の選挙制度改革については、上述の拙稿（2015年）を参照。
 - 14) Loi du 25 juin 1999 d'orientation pour l'aménagement et le développement durable du territoire.
 - 15) 複数の県からなる広域行政圏で、「地域圏」あるいは「州」と訳される場合もある。ミッテラン左翼連合政権の下で正式な地方公共団体となったが、2016年に実施された合併により、現在、フランスには12のレジオンが存在する。
 - 16) Conseil économique, social et environnemental régional.
 - 17) Loi n° 2015-991 du 7 août 2015 portant nouvelle organisation territoriale de la République.
 - 18) Coordination Nationale des Conseils de Développement.
この全国組織の概要については、その公式サイトに掲載されている『ガイドブック (Vade-mecum)』を参照。(2017年10月1日閲覧)
<http://www.conseils-de-developpement.fr/vade-mecum/>
 - 19) CNCND 公式サイト：Les conseils de développement (2017年10月1日閲覧)
<http://www.conseils-de-developpement.fr/les-conseils-de-developpement/>
 - 20) 地域・農村調整センター (pôles d'équilibre territoriaux et ruraux) とは、2014年の MAPAM 法により創設されたメトロポール以外の地域や農村部に設置された EPCI が相互に調整をおこなうための機関であり、地方公共団体一般法典の L5741-1 条により規定されている。
<http://www.vie-publique.fr/decouverte-institutions/institutions/collectivites-territoriales/intercommunalite-cooperation-locale/que-sont-poles-equilibre-territoriaux-ruraux.html>
 - 21) CNCND 公式サイト：Les conseils de développement (2017年10月1日閲覧)
 - 22) 2014年1月の MAPAM 法が定める「メトロポール改革」にはどのようなねらいがあり、同法に基づく「リアル・メトロポール大都市圏共同体」から MEL への移行作業が実際どのようにおこなわれたのかについては、拙稿、2016年を参照。
 - 23) 拙訳「【資料・翻訳】フランスの自治体広域連合における市民参加の制度的枠組み—『リアル・メトロポール・ヨーロッパとその開発評議会の中の協力枠組み』(2015年)—」、『愛知県立大学大学院国際文化研究科論集』、第18号、2017年、273-290頁。
 - 24) District urbain de l'agglomération rennais.
 - 25) Conseil de développement de la métropole de Rennes.
 - 26) Comité de développement économique et social pour l'aménagement du bassin

- d'emploi de Rennes.
- 27) Conseil de Développement Économique et Social du Pays et de l'Agglomération de Rennes.
- 28) 2017年9月6日、レンヌ・メトロポール開発評議会事務所にて、事務局長に対しインタビューを実施した。
- 29) 以下、CODESPAR の変遷については次のものを参照した。
CodevMR 公式サイト：Les dates clés (2017年10月1日閲覧)
<http://www.codev-metropolerennes.bzh/qui-sommes-nous/nos-missions.html>
Martine THEVENIAUT, « Le CODESPAR Conseil de Développement Economique et Social du Pays et de l'Agglomération de Rennes, France », ALOE (l'Alliance pour une Economie) (2017年10月1日閲覧)
http://aloe.socioeco.org/article966_fr.html
- 30) Catherine GUY, « Plasticité de l'organisation du territoire de l'agglomération rennaise : la mutation du Codespar », Franck BACHELET, Philippe MENERAULT, Didier PARIS, *Action publique et projet métropolitain*, L'Harmattan, 2006, p. 149.
- 31) Catherine GUY, *op. cit.*, 2006, p. 152.
- 32) *Ibid.*, p. 154.
- 33) レンヌ郷土圏公式サイト：(2017年10月1日閲覧)
<http://www.paysderennes.fr/>
- 34) La loi du 4 février 1995 d'orientation pour l'aménagement et le développement du territoire (LOADT, dite loi Pasqua)
- 35) Emmanuelle BONERANDI, « Les pays ont dix ans...retour sur expérience », *Géococonfluences*, 2005. (2017年10月1日閲覧)
<http://geoconfluences.ens-lyon.fr/doc/territ/FranceMut/FranceMutScient2.htm>
- 36) La loi n° 2010-1563 du 16 décembre 2010 de réforme des collectivités territoriales.
- 37) フランス国土開発庁 (DATAR) のデータによると、レンヌ郷土圏は、2004年1月1日時点でフランス全土に設立されていた132の郷土圏のうち、その人口が最大であったとされ、2007年1月1日にはさらに増えて、452,000名になっていたという。Catherine GUY, « La fabrique du territoire », *Territoire en mouvement Revue de géographie et aménagement* [En ligne], 2 | 2007, mis en ligne le 15 mai 2012, p. 79.
- 38) Martine THEVENIAUT, « Le CODESPAR Conseil de Développement Economique et Social du Pays et de l'Agglomération de Rennes, France », ALOE (l'Alliance pour une Economie) (2017年10月1日閲覧)
http://aloe.socioeco.org/article966_fr.html
- 39) CodevMR 公式サイト：Les dates clés (2017年10月1日閲覧)
- 40) Métropole de Rennes Conseil de développement, *Le Conseil de développement de*

la métropole de Rennes en bref, juillet 2017.

- 41) *Ibid.*
- 42) *Ibid.*
- 43) CodevMR 公式サイト：Le Conseil de développement de la métropole de Rennes s'installe et prend le relais du CODESPAR (2017年10月1日閲覧)
<http://www.codev-metropolerenne.s.bzh/qui-sommes-nous/nos-missions.html>
- 44) CodevMR 公式サイト：Ses valeurs (2017年10月1日閲覧)
<http://www.codev-metropolerenne.s.bzh/qui-sommes-nous/nos-missions.html>
- 45) CodevMR 公式サイト：Ses 2 missions principales (2017年10月1日閲覧)
- 46) *Projet stratégique 2017–2021*, pp. 8–15.
- 47) *Schéma de cohérence territoriale à l'échelle du Pays de Rennes*.
- 48) *Projet stratégique 2017–2021*, p. 8.
- 49) 2017年9月6日、レンヌ・メトロポール開発評議会事務所にて実施。
- 50) Catherine GUY, *op. cit.*, 2006, pp. 156–157.
- 51) この点に関わって、「地方議員」「企業・経済団体の代表」「労働組合組織」「地元アソシエーションの代表者」につづく第5のメンバーとして、開発評議会に「一般市民（個人）」を迎え入れるという考え方もありうるが、2017年3月に設立された CodevMR でも、今のところそうした動きはないという。2017年9月6日、レンヌ・メトロポール開発評議会事務所にて、事務局長に対して実施したインタビューより。
- 52) Guillaume GOURGUES, *Les politiques de démocratie participative, Grenoble*, Presses universitaires de Grenoble, coll. « Libres cours », 2013, pp. 121–123.